

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年11月まで
② 昭和38年12月から40年3月まで
③ 昭和41年4月から42年3月まで

昭和36年当時、区役所の集金人から、個人事業主とその家族は強制加入であるとの説明を受け、母親が家族と同居の職人と一緒に国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに、母親が全員の手帳と国民年金保険料を集金人に渡し、検認してもらっていたことを覚えている。

また、私が所持している国民年金手帳に資格取得日が20歳前の昭和36年4月1日と記載されているなど、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金発足とともに国民年金に加入し、60歳まで保険料を完納していることが確認できることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③の前後は納付済みである上、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親及び兄は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間③の保険料も納付していることから、申立人の母親が、申立期間の保険料を一緒に納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の20歳前の期間であり、申立人が

所持する国民年金手帳に資格取得日として昭和36年4月1日と記載されているものの、社会保険庁のオンライン記録や特殊台帳には、資格取得日は申立人が20歳となる前日の38年*月*日と正しく記載されており、国民年金法において、国民年金の加入期間は20歳からと定められていることから、申立期間は加入することも、納付することもできない期間である。

また、申立期間②については、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和41年1月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付することとなるが、申立人からは保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年11月まで
② 昭和36年12月から37年3月まで
③ 昭和37年7月から47年9月まで

申立期間①については、私と姉は、父母が経営していた洋品雑貨店を手伝っており、姉の分だけ納付して私の分を納付しなかったとは考えられない。国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付は、母親が、姉の分と一緒に、A電鉄のB駅の近くにあった区役所出張所で行っていたと聞いている。

申立期間②及び③については、姉から年金の大切さも聞いたので婚姻後は自分で国民年金保険料を納付していた。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母親が、申立人及び申立人の姉の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料と一緒に納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の姉夫婦と、昭和36年10月に連番で払い出され、申立人の姉夫婦は申立期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、両親及び姉夫婦と同居し、母親が、同居家族の保険料を納付していたとする申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、申立人自身が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料納付に際して、

国民年金手帳を使用しなかったとするなど、保険料の納付方法等があいまいであり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③のうち、昭和 38 年 1 月から 47 年 9 月までの期間について、申立人は、社会保険事務所が保管する特殊台帳に 38 年 1 月 4 日付けで国民年金の資格を喪失した旨の記載が有り、これは申立人の夫が厚生年金保険の被保険者となったこととも一致する上、任意の資格で国民年金の加入手続を行った記載も無いことから、当該期間は未加入期間であり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付できなかったとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から41年4月まで
② 昭和48年9月から49年3月まで

申立期間①については、会社を退社した後、結婚するまではA市で祖母と同居していた。将来を心配した祖母が、私の国民年金の加入手続きをし、集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、夫が昭和48年9月20日に会社を退社し自営業を始めたので、国民年金の手続きを行い、私が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。夫が納付済みであるのに私だけが未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、その夫が昭和48年9月20日に会社を退社し自営業を始めたので、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で51年2月に払い出されており、申立人とその夫が所持している国民年金手帳の発行日は共に50年12月2日であることから、申立人とその夫は、この日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認される。

また、申立人が国民年金の加入手続きを行った上記の昭和50年12月2日の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付が可能であり、B市では、過年度保険料の納付を希望する場合は、過年度保険料の納付書を発行していたことが確認でき、申立人は、申立期間直後の49年

4月から50年3月までの保険料を過年度納付している上、申立人の夫も申立期間を含む48年9月から50年3月までの保険料を過年度納付していることから、申立人が、申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、当時居住していたC県A市で、申立人の祖母が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、上述のとおり申立人が国民年金に加入したのは昭和50年12月2日であり、申立内容とは符合しない上、申立人が所持している国民年金手帳でも、申立人の国民年金の資格取得日は48年9月22日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみるのが相当である。

また、申立人若しくはその祖母が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から63年3月まで

申立期間については、妻と共に免除申請の手続を行った。妻は申請免除になっているにもかかわらず、私は申請免除になっていない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を、夫婦一緒に行ったとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に夫婦連番で払い出され、その後も保険料の納付及び免除申請手続を、57年4月から同年6月を除き、夫婦一緒に行っていることが確認できることから、夫婦一緒に申立期間について保険料の免除申請を行っていたとする申立内容は基本的に信用できる。

また、社会保険庁のオンライン記録の免除変更履歴では、変更内容が記録されていないものの、基本画面において、申立人の免除記録が変更されたことが確認できる。このことは、昭和62年度についても夫婦一緒に免除申請手続を行い承認されたが、その後に昭和62年4月分の国民年金保険料が納付された結果、納付を記録するため、申請免除がいったん取り消されたことにより記録されたものであり、改めて申立期間を申請免除として記録すべきであったが、その処理が行われなかったものと推認され、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年2月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

住み込み先に、集金人が来たので、国民年金に加入し、その際、集金人に国民年金保険料として600円から900円を一括納付し、その後、3か月に1回集金人に保険料を納付し、手帳に印紙を貼^はってもらっていたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年10月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当時、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村でも過年度保険料を収納することが可能とされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨することが通例であった上、申立人は、38年4月から保険料を納付していることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、この納付に併せて、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、転居も無く、生活状況に大きな変化はなかったとしていることから、申立期間の保険料を集金人に納付したとする申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金に加入した当初、保険料を納めていなかったが、昭和37年ごろに、集金人が来て、勧奨されたので、申立期間の保険料を夫の分と一緒に郵便局で納めたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足後速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和37年ごろ集金人に申立期間の国民年金保険料の納付を勧奨され、申立期間の保険料を郵便局で納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、36年10月に払い出されていることが社会保険事務所の保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、A市においては、未納保険料が有った場合、納付書を発行して納付勧奨していたことが確認できることから、申立人は、申立期間について過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年9月までの期間及び41年10月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年9月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで

私の国民年金については、母親が、一緒に加入手続をし、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれたと聞いていた。母親は、昭和38年10月以降、申立期間を含め、60歳になるまで保険料を納付しており、申立期間当時、両親と同居し、一緒に家業の織物業を営んでいた私の保険料を母親が払わなかったとは考えられないので、調査してほしい。

なお、社会保険事務所に照会申出をしたところ、昭和40年度について、納付・未納に6か月の誤りが有ったため補正したとの回答にも不信感を抱いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、申立期間の保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の母親が、両親と同居して家業を手伝っていた申立人の国民年金加入手続を行い、保険料と一緒に納付してくれたとする申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間①のうち、昭和40年4月から同年9月までについては、当初、社会保険庁のオンライン記録において納付済みとなっていたが、社会保険事務所が保管している特殊台帳の納付記録と相違していることが判明し、平成21年1月6日付けで未納期間に訂正処理されていることが確認

できるなど、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

さらに、申立期間②については、6か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人の母親が、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び62年7月から9月までの期間については、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和61年4月から同年9月までの期間、62年1月から同年3月までの期間及び62年10月から同年12月までの期間については、国民年金付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで
③ 昭和62年1月から同年3月まで
④ 昭和62年7月から同年9月まで
⑤ 昭和62年10月から同年12月まで

私は、国民年金に加入して以来、妻と一緒に付加保険料を含め国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間のうち、①及び④が未納となっている。特に、①については、妻の分は納付済みとなっており、納得できない。また、国民年金付加保険料のみが未納とされている申立期間②、③及び⑤について、老後に少しでも多く年金が受給できるならばという思いで納付してきた。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和50年1月からは、国民年金付加保険料を納付しており、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられ、以下の点からみて申立期間の保険料は付加保険料を含めて納付したものと

考えるのが相当である。

- i) 申立期間①については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、定額保険料及び付加保険料を納付している上（昭和60年3月分については厚生年金保険と重複していたため61年10月28日に還付済み）、納付日が確認できる39年1月から59年12月までについて申立人夫婦は保険料を同一日に納付していることがA市が保管している国民年金被保険者名簿により確認できること。
- ii) 申立期間②、③及び⑤については、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立期間前後の昭和60年7月から12月までの期間、63年1月から3月までの期間等、数回にわたって付加保険料を含め過年度納付していることが確認できること。
- iii) 申立期間④については、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の保険料を過年度納付するなど保険料納付に努めていること。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び④については、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間②、③及び⑤については、国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から48年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで
A社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。

私は、厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を申立期間の一部の期間について所持しており、同じ仕事をしていた同僚も所持しているため、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚が所持している給与明細書及び複数の同僚が「申立人は私と同じ建築板金職人であり、昭和47年5月から申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述していることから判断して、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持していた給与明細書及び申立人と勤務実態等を同じくする同僚の記録から、昭和47年5月から48年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年

10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間当時において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかった（現在の社会保険庁の記録では、当該事業所の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年12月18日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、新規適用事業所となった日が昭和47年5月1日に訂正されている。）と認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和50年12月22日に訂正し、標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月22日から51年1月12日まで

私は、昭和41年2月21日に株式会社Aに入社し、平成4年10月21日にC株式会社に転籍するまで同社に勤務していた。年金特別便を確認すると、昭和50年12月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、51年1月13日に被保険者資格を取得している。これは、会社内の移動、D営業所から本社への移動によるものであるので、50年12月22日から51年1月12日まで厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Bからの回答並びに申立期間当時の同僚の供述から、申立人は申立期間において株式会社Aに継続して勤務し(昭和50年12月22日に株式会社AのD営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年1月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、厚生年金保険被保険者資格取得届を誤ったとして

いることから、事業主が昭和 51 年 1 月 13 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 50 年 12 月分の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月28日から同年4月5日まで

昭和49年3月28日から、A株式会社B工場に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、資格取得日が同年4月5日とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人は、A株式会社B工場に昭和49年3月28日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年4月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の入社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月28日から同年4月5日まで

昭和49年3月28日から、A株式会社B工場に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、資格取得日が同年4月5日とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人は、A株式会社B工場に昭和49年3月28日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年4月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の入社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月28日から同年4月5日まで

昭和49年3月28日から、A株式会社B工場に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、資格取得日が同年4月5日とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人は、A株式会社B工場に昭和49年3月28日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年4月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の入社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月28日から同年4月5日まで

昭和49年3月28日から、A株式会社B工場に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、資格取得日が同年4月5日とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人は、A株式会社B工場に昭和49年3月28日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年4月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の入社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1252

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

私の国民年金記録について、社会保険事務所に照会したところ、昭和38年4月から46年3月までが未納とされていたが、38年4月から40年3月までは、納付記録が確認できたとして、記録訂正が行われた。申立期間の国民年金保険料についても、夫と一緒に集金人に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に申立人の夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までは免除期間であり、41年4月から46年3月までは50年11月14日に特例納付により納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書から確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から41年3月まで国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月から41年3月まで

私は、A市で就職していたため、実家の母親が、B県C村役場で、私が20歳のころ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれていた。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったところに申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、A市内で就職した際、米穀通帳を発行してもらうためA市で住民登録を行ったことから、B県C村（現在は、D町）に居住する両親が、同村において、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することはできなかつたとみるのが相当である。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月に払い出されており、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人若しくは申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが

わせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

大学病院を退職する際に、勤務先から助言され、昭和 63 年 3 月 30 日付けで退職したことを窓口の職員に説明し、同年 4 月ごろ国民年金の加入手続を行った。最後に「これで未払いにはならないか。」と確認すると、職員は「大丈夫」と答えた。次に社会保険事務所に行った際に、3 月 30 日に退職したのに、なぜ手帳には「昭和 63 年 4 月 1 日」と記載されているのかと尋ねると、4 月 1 日を 3 月 31 日と書き換えられた。年金の切替えの都度、未払いは無いか確認を求めたところ、すべての職員が「大丈夫」と回答したのに、未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月 30 日付けで退職し、同年 4 月ごろ国民年金の加入手続を行った際、職員から未納が無いことを確認したと主張している。しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の国民年金の資格取得日は、平成 9 年 4 月 14 日に、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 63 年 3 月 31 日であることから、同日に訂正され、その結果、申立期間が国民年金の被保険者期間とされたものであり、訂正が行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である上、訂正が行われた時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

なお、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁のオンライン記録により資格取得日や処理日が特定できる申立人

の前後の被保険者の記録から、平成元年6月から同年8月の間に払い出されていることが確認でき、申立人が当時居住していたA市が保管している収滞納一覧表では、申立人が同市において被保険者として管理されているのは平成元年度からであり、「異動年月」が平成元年7月、「異動処理月」が、同年8月とされていることから、同年7月届出分を同年8月に処理したものであるとしていることを踏まえると、申立人は、同年7月ごろに国民年金に加入したものと推認され、申立人は国民年金に加入した際に申立期間直後の被保険者期間である昭和63年4月の保険料を過年度納付したものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料を納付した記憶がないなど、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から60年8月まで

私は、学校を卒業後、A店で働いていたが、厚生年金保険が無かったため、結婚を機に国民年金に加入し、妻が厚生年金保険の被保険者となった昭和60年8月まで、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。同店が倒産するまで、申立期間について厚生年金保険に入っていたことを知らなかった。申立期間は、保険料を納付していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者になっていたことを知らずに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録しているB市の国民年金収滞納リストにおいて、昭和56年5月1日に資格喪失し、申立期間については、「登載なし」と記載されている上、申立人が所持している国民年金手帳でも、同日に資格喪失していることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金の資格喪失手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が所持している国民年金手帳では、上記の資格喪失日後の資格再取得日は昭和63年3月1日と記載されており、上述のB市の国民年金収滞納リストにおいても、申立人は、申立期間について、国民年金に加入していないことが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人若しくは申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保

険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月まで

私の国民年金保険料については、国民年金制度が発足した当初、母が納付してくれていた。昭和 45 年春、窓口で未納となっていた 39 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料について納付の勧奨を受け、夫の分と一緒に納付したにもかかわらず、同期間について未納とされていたが、幸い領収書を持っていたため記録が回復された。申立期間については、納付の際、未納であるとの説明や納付勧奨も受けていないので、納付済みであったはずである。未納とされていることに納得できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年春、A 市役所の窓口で 39 年 1 月から 45 年 3 月まで国民年金保険料について納付の勧奨を受け納付したが、申立期間については未納であるとの説明や納付勧奨を受けていないため、納付済みであったはずであると主張している。しかしながら、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、45 年 6 月ごろ申立人の夫と連番で払い出され、その際の資格取得日は、39 年 1 月 1 日であったことが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳から確認できることから、国民年金の加入手続を行った当時、申立期間は未加入期間であるため、納付勧奨されなかったものと考えられ、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の国民年金資格取得日が昭和 39 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日に訂正されたのは、昭和 54 年に別の国民年金手帳記号番号が既に払い出され

ていることが判明したことにより、先に払い出された同記号番号及び納付記録が統合されたためであり、先に払い出された同記号番号による納付はA市が保管している国民年金被保険者名簿により昭和 36 年度のみであり、申立期間は未納であり、社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録とも一致する上、同台帳には、「不在被保険者」と記録されていることから、申立期間については納付されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人若しくは申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年3月まで

私は、健康保険に加入していなかったため、妻が、加入するためにA区役所B支所へ行ったところ、国民年金にも加入するように言われ、夫婦で加入した。3年間は2,700円で、それより先は、4,000円で納付するよう言われ、申立期間を含め夫婦二人分で80万円ほどをC信用金庫D支店で納付した。納付できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦一緒に加入手続をした際、申立期間を含め夫婦二人分で80万円ほどを一括で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人夫婦は、昭和50年度から52年度までの保険料を納付するとともに、昭和55年6月30日に、申立人の36年4月から45年8月まで(113か月)の保険料45万2,000円及び申立人の妻の36年4月から46年3月まで(120か月)の保険料48万円の合計93万2,000円を特例納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書及び特殊台帳の記載により確認できる。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳には、申立人について、納付勧奨を行ったことを示す「54 相談案内状」、「納付書 54. 6」、「はがき督励 55. 2」の記載及び不足月数を示す「113」の記載が有り、申立人夫婦は、第3回目の特例納付が実施されていた時点で、60 歳になるまで国民年金保険料を納付したとしても、国民年金老齢年金の受給資格を得るには、申立人は 113 か月、申立人の妻については、120 か月不足していることから、この月数分を特例納付により納付するよう勧奨を受けて納付したものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、健康保険に加入していなかったため、加入するためにA区役所B支所へ行ったところ、国民年金にも加入するように言われ、夫婦で加入した。3年間は2,700円で、それより先は、4,000円で納付するよう言われ、申立期間を含め夫婦二人分で80万円ほどをC信用金庫D支店で納付した。納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦一緒に加入手続をした際、申立期間を含め夫婦二人分で80万円ほどを一括で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人夫婦は、昭和50年度から52年度までの保険料を納付するとともに、昭和55年6月30日に、申立人の36年4月から46年3月まで(120か月)の保険料48万円及び申立人の夫の36年4月から45年8月まで(113か月)の保険料45万2,000円の合計93万2,000円を特例納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書及び特殊台帳の記載により確認できる。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳には、申立人について、納付勧奨を行ったことを示す「54相談案内状」、「納付書54.6」、「はがき督励55.

2」の記載及び不足月数を示す「120」の記載が有り、申立人夫婦は、第3回目の特例納付が実施されていた時点で、60歳になるまで国民年金保険料を納付したとしても、国民年金老齢年金の受給資格を得るには、申立人は120か月、申立人の夫については、113か月不足していることから、この月数分を特例納付により納付するよう勧奨を受けて納付したものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から平成 3 年 6 月 5 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入期間になっていることがわかった。当該期間については株式会社AのB支店に営業員として勤務しており、当該期間が空白になっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社AのB支店の元従業員の供述により、同事業所において申立人が申立期間当時に勤務していた事実は推認できるが、同社は既に解散しており、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が入手できないことから、同事業所における当時の厚生年金保険への加入基準や申立人の厚生年金保険の適用について確認ができない。

また、株式会社Aの複数の元役員及び清算人に照会した結果においても、申立人について厚生年金保険の適用及び給与から保険料が控除されていた事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は営業職であった旨を述べているが、株式会社Aの元代表取締役によると、同社においては幹部社員や事務職員など一部の従業員のみ厚生年金保険の加入対象としており、営業職の社員は、ほとんどが契約社員であり、当該契約社員については厚生年金保険には未加入であった旨供述している。

加えて、申立人と同時期に営業職であった元同僚によると、勤務開始当初

は契約社員であったため厚生年金保険に加入していなかった旨回答しており、入社後直ちに厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月から38年5月まで

私は、昭和31年10月に株式会社Aから独立し、同社で勤務していた同僚と共にB社（後に株式会社C）を設立し、55年4月まで同社で勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、38年5月1日までの期間は厚生年金保険に加入していないことがわかった。この間も厚生年金保険に加入していた記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社に勤務していた従業員のうちの1人は、申立人は昭和31年10月ごろに株式会社Aを退職し、D社に就職した後、32年ごろからB社で勤務していた旨の供述をしていることから、正確な勤務実態は把握できないものの、申立人が同年ごろから同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、同事業所は平成3年4月30日に株主総会の決議により解散されており、清算人に照会したところ、当時の資料はすべて処分した旨の回答をしていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無について確認することはできない。

また、申立期間当時の事業主に照会したところ、高齢により回答を得ることはできず、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立期間当時、B社に勤務しており、所在が確認できた従業員7人に対し照会を行ったところ、5人から回答を得たが、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていた事実の有無について確認できる供述を得

ることはできなかった。

加えて、株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当初は従業員のみでの加入で、代表取締役、取締役である申立人及び監査役の3人が厚生年金保険の資格を取得したのは会社成立の登記がなされた昭和38年5月1日であり、役員については相当月を経過して厚生年金保険の資格取得をさせていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 30 日から 41 年 3 月 31 日まで

私は、上記期間にA社(現在は株式会社B)に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、健康保険証も所持していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所がC企業組合D工場として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 4 月 1 日、その後C企業組合を脱退しA社として厚生年金保険の適用事業所となったのは 57 年 1 月 1 日であり、申立期間に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A社の従業員に照会したところ、「私は、昭和 39 年ごろには既にA社に勤務していたが、当時は国民年金に加入していた。」と供述しており、上記従業員の当該期間における国民年金の加入記録も確認できることから、申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、申立人のC企業組合における昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 1 月 31 日の間の雇用保険の加入記録が確認できるため、当該企業組合についても調査したところ、当該企業組合の理事長は既に亡くなっており、58 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、63 年に解散しているため、申立

期間当時の複数の関係者に照会しても、当時の関連資料の存否は不明であることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所のC企業組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、上記関係者のうちの一人は、「当時、C企業組合に加入していた組合員の事業所は雇用保険には加入していたが、従業員数が5人未満の事業所等については、社会保険には加入していなかった。」と供述していることから、組合員の事業所のすべてが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがうかがえるため、申立人が当該企業組合又はA社において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月から 2 年 2 月まで

昭和 63 年 9 月 26 日から平成元年 2 月 27 日まで、期間従業員として勤務した。満期で終了してから、1 週間から 2 週間おいて、再び勤務した。

2 回目の勤務については、6 か月間か 11 か月間かは分からない。派遣先事業所は、A 市の B 株式会社で、リーダーは C 氏で、その人が 7 月か 8 月に寮を出て、9 月か 10 月に、また、寮に戻ってきたのは覚えている。

申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 株式会社に係る申立期間について、申立人に関し当該事業所との関連が認められない E 県 F 市の株式会社 G（前身は株式会社 H、現在は株式会社 I）の雇用保険加入記録（平成元年 2 月 28 日から 3 年 7 月 25 日）がある上、D 株式会社は、照会に対して、申立期間当時における賃金台帳等の関連資料は保管されていないと回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、D 株式会社加入していた J 厚生年金基金に照会しても、申立人の基金加入記録と社会保険事務所の厚生年金保険の加入の記録は一致している。

さらに、社会保険庁の D 株式会社に係る被保険者縦覧においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠

番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 55 年 11 月 6 日から同年 11 月 20 日まで

自分は有限会社Aで昭和 55 年 7 月 21 日から同年 11 月 20 日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入が 55 年 9 月 1 日から同年 11 月 6 日となっている。給与明細書を提出するので厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、申立人が所持している給与支払明細書の記載から、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが認められる上、有限会社Aの顧問社会保険労務士は、当時は事業主の裁量で入社してから厚生年金保険被保険者資格を取得するまでに一定の試用期間があった旨の供述をしている。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録についても、社会保険庁の当該事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

申立期間②については、昭和 55 年 11 月分の給与支払明細書において同年 11 月分の厚生年金保険料が控除されているが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は同年 11 月 5 日までとなっている上、上記給与支払明

細書において申立人は同年 10 月 21 日から同年 11 月 21 日の 1 月間のうちの 9 日間は労働日数と記載されていることから、申立人が同年 11 月 20 日まで勤務実態があった事実は確認できない。

また、同社の顧問社会保険労務士は、昭和 55 年 11 月の途中までしか勤務していない申立人については厚生年金保険料を控除する必要がなかったにもかかわらず、当時の事業主は厚生年金保険料を当月に控除していたことから、誤って同月の厚生年金保険料を控除したと思われる旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）に、昭和 47 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 21 日まで勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 47 年 7 月 1 日であることから、申立期間において、当該事業所が適用事業所であった事実は確認できない。

また、株式会社A及び申立期間当時、当該事業所の給与関係事務を行っていたとする親会社である株式会社Cに照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管しておらず、当時のことを知る従業員も既に退職している旨の回答があり、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立人の記憶する元同僚4人についても、株式会社Aにおける厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じく昭和 47 年 7 月 1 日であることが確認できる上、申立期間当時の複数の上司及び同僚に照会しても、申立人が勤務していたこと以外、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 16 日から 41 年 11 月 16 日まで
(A社B支店)
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
(C株式会社D営業所)
③ 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 5 月 10 日まで
(E株式会社F工場)

脱退手当金裁定請求書の提出日とされている昭和 46 年 8 月 20 日は、長男出産のために入院しており、同請求書を提出できるはずがない。脱退手当金を受給した記憶もないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金について、退職後すぐにG県へ引っ越しており、当時長男出産のために入院していたので請求できるはずがないと主張しているが、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同裁定請求書の欄外には、「G県社会保険協会配付」と印刷されているほか、請求者の住所欄には転居後のG県の住所が記載されており、複数の事業所名が記載されていることから、申立人が関与せずに脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、脱退手当金裁定請求書には、「46. 8. 23H社会保険事務所受付」、「46. 11. 18 隔地支払済」の押印とともに「I」の記載が有ることを踏まえると、脱退手当金について、申立期間に係る最後の事業所を管轄するH社会保険事務所で裁定された上、昭和 46 年 11 月 18 日に、申立人が1年以内に管

轄外の金融機関で脱退手当金を受給することができるよう国庫金送金通知書及び隔地用支払通知書を発送するなどの事務処理が行われ、当時の申立人の住所地の近くの I 郵便局（現在は、J 郵便局）で脱退手当金が受給されたと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び E 株式会社 F 工場の被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者台帳記号番号は、****-*****から A 社 B 支店及び C 株式会社 D 営業所勤務当時の台帳記号番号である ****-*****に変更されており、備考欄には「重取 46/11」との記載が有ることから、昭和 46 年 11 月に台帳記号番号の重複取消しの処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は同年 11 月 18 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて台帳記号番号の重複整理が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 46 年 11 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金裁定請求書には、株式会社 K 本社工場に係る厚生年金保険被保険者期間が記載されているにもかかわらず、同社に係る被保険者期間については、脱退手当金の算定の基礎とされていないが、同裁定請求書に添付されている厚生年金保険被保険者記録（回答）には、「L 該当なし」と記載されていることから、社会保険事務所では、裁定請求を受けて、脱退手当金支給額の算定の基礎とされる被保険者期間を調査した結果、裁定請求書に同社に係る被保険者期間が誤って記載されていたため、昭和 47 年当時、同社の被保険者期間を把握することができず、当該脱退手当金の算定の基礎とはされなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 15 日から 36 年 12 月 15 日まで
② 昭和 34 年 7 月 15 日から 37 年 5 月 30 日まで

A企業組合の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 37 年 5 月 30 日となっているが、36 年 12 月には出産のため B 市の実家に帰り、同年同月 15 日に退職したので、記録を訂正してほしい。

また、昭和 37 年*月*日に長男を出産しており、脱退手当金を受け取ったとされている同年 7 月は幼児を養育中であり、脱退手当金を受け取れるはずはない。脱退手当金の支給を受けたとする社会保険庁の記録は誤りであり、請求した覚えはないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A企業組合を昭和 36 年 12 月 15 日に出産のため退職したので、37 年 5 月 30 日に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする社会保険庁の記録は誤りであると主張しているが、A企業組合に照会したところ、代表理事は申立人が主張する 36 年 12 月 15 日に退職したことを示す資料は保管されていないため退職日は不明であると回答していることから、申立人の主張する事実について確認できない。

また、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた同僚に照会しても、申立人が昭和 36 年 12 月 15 日に退職した事実を確認するための供述は得られない。

このほか、申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年7月27日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
(A 県教育委員会 B 中学校)
② 昭和 45 年 4 月 2 日から 46 年 3 月 31 日まで
(A 県教育委員会 C 小学校)

私は A 県教育委員会に臨時講師として採用され、申立期間①は B 中学校に、申立期間②は C 小学校に勤務しており、D 共済組合に確認したところ、申立期間は共済組合員期間ではないとの回答を得た。共済組合に加入していなければ厚生年金保険に加入しているはずである。厚生年金保険加入記録は無いとの社会保険事務所の回答に納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県教育委員会の回答及び申立人が所持する「辞令書」の写しから、申立人が申立期間において B 中学校及び C 小学校に勤務していた事実は確認できるものの、A 県教育委員会が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 4 月 1 日であり、申立人は申立期間当時厚生年金保険に加入できなかった上、当時の給与台帳等の関連資料も保管されておらず、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、同僚も「A 県教育委員会は、昭和 48 年から 6 か月以上発令の講師を D 共済組合へ加入させるようになり、63 年以降講師は厚生年金保険に加入させるようになった。しかし、昭和 47 年以前は D 共済組合又は厚生年金保険のいずれにも講師は加入させておらず、自発的に国民年金保険に加入させ

ていた。」と供述している。

このほか、申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成 6 年 7 月 30 日とされているが、私は 31 日に退社しているため、同年 8 月 1 日が正しいのではないか。7 月分の給与支払額明細書に厚生年金保険料の控除記録が確認できるため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は平成 6 年 7 月 29 日とされており、A 株式会社が作成保管している「厚生年金被保険者台帳」には「7 / 29 付依願退職」、「資格喪失平成 6 年 7 月 30 日」の記載が有り、これらの記録は社会保険事務所の保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、A 株式会社では、従業員が依願退職する場合、最終出勤日を退職日にすると回答しており、平成 6 年 7 月 29 日は金曜日であり、申立人もこの日が最終出勤日であることを認めていることから、同日が申立人の退職日であると考えられる。

さらに、申立人は平成 6 年 7 月分の給与支払額明細書を所持しており、当月分の厚生年金保険料が控除されていると主張しているが、A 株式会社では、社会保険料は翌月控除であるとしていることから、同年 7 月分の給与支払額明細書の厚生年金保険料控除は同年 6 月分であることが確認できる上、申立人も、「8 月分給与からは厚生年金保険料控除はなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。